

和泉市事務適正化プロジェクトチーム設置要綱（令和7年5月23日制定）

（設置）

第1条 不適切な事務取扱等について、全庁横断的に集約・分析し、適正化に向けた具体的な方策を検討し、これを継続的に実施することにより、適正な事務の遂行を図り、もって市民に信頼される市政をめざすことを目的として、和泉市事務適正化プロジェクトチーム（以下「プロジェクトチーム」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 プロジェクトチームは、次に掲げる事務を所掌する。

- （1）不適切な事務取扱等の調査、集約、分析及び再発防止の仕組づくりに関すること。
- （2）事務適正化の対象範囲の決定に関すること。
- （3）事務適正化基本方針案の検討、策定、運用、効果検証及び見直しに関すること。
- （4）事務適正化基本方針の策定に関すること。
- （5）前各号に掲げるもののほか、事務適正化のために委員長が必要と認める事項に関すること。

（組織）

第3条 プロジェクトチームは、委員長、副委員長及び委員で組織する。

- 2 委員長は、総務部を担任する副市長をもって充てる。
- 3 副委員長は、他の副市長をもって充てる。
- 4 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

（職務）

第4条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故等あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 3 委員は、会議に参画するとともに、事務適正化に向けた各所管部局における取組について指揮監督する。
- 4 委員のうち総務部長の職にある者は、委員長の指揮を受けて事務適正化に向けた企画立案、調整等を行うとともに、事務局を総括する。

（チーム会議）

第5条 プロジェクトチームの会議（以下「チーム会議」という。）は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 委員長は、委員のうち検討内容等に応じて必要と認める者について、チーム会議に出席させるものとする。
- 3 プロジェクトチームは、必要があると認めるときは、チーム会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

（調整会議）

第6条 第1条の目的達成に向けた調整を円滑に行うため、プロジェクトチームに調

整会議を置く。

2 調整会議は、次に掲げる事務に係る関係部署間の調整を行う。

(1) 事務適正化基本方針の策定等に係る資料の収集及び分析、企画並びに効果検証

(2) 不適切な事務取扱等の原因調査及び再発防止策の検討

3 調整会議の委員は、事務適正化の対象事務の所管部署、不適切事務の発生部署その他の事務適正化に向けて調整が必要な部署の職員をもって組織する。

4 調整会議は、総務部長が招集し、総務部長がその議長となる。

(設置期間)

第7条 プロジェクトチームの設置期間は、事務適正化基本方針の策定日までとする。

(庶務)

第8条 プロジェクトチームの庶務は、総務部総務管財室において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、プロジェクトチームの運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この訓令は、令達の日から施行する。

附 則 (令和8年3月31日)

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

別表 (第3条関係)

教育長
参与
危機管理部長
市長公室長
総務部長
環境産業部長
福祉部長
市民生活部長
こども・健康部長
都市デザイン部長
上下水道部長
会計管理者
行政委員会総合事務局長
消防長
議会事務局長

教育部長
生涯學習部長